

○倉敷市高梁川流域圏創業者販売イベント出店支援補助金交付要綱

令和5年4月13日

(目的等)

第1条 この要綱は、高梁川流域圏の創業者が販売促進又は販路開拓を目的とした販売イベントに出店する場合に必要とする経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することにより、高梁川流域圏の創業者を支援し、もって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「高梁川流域圏」とは、倉敷市、新見市、高梁市、総社市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町及び笠岡市をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）第2条第23項に規定する中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 高梁川流域圏内に住所及び事業所を有する個人

(2) 高梁川流域圏内に主たる事業所を有する会社

3 この要綱において「創業者」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。

(1) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの

(2) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後5年を経過していないもの

(3) 第1号に該当する中小企業者により設立され、事業の譲渡により当該中小企業者の事業の全部又は一部を承継した会社であって、同号の事業が開始された日以後5年を経過していないもの

4 この要綱において「販売イベント」とは、消費者を対象に、広く商品の販売又はサービスの提供（以下「販売等」という。）を行う催物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 申請者（補助金の交付を受けようとする者をいう。以下同じ。）のほかに4者以上の事業者が参加している催物

(2) 申請者のほかに2者以上の事業者が参加している催物（前号に掲げる催物を除く。）であって、その規模、形態その他の事情を勘案し市長が適当であると認めるもの

5 この要綱において「出店」とは、創業者（第3項第2号又は第3号である場合は、その代表者）又はその従業員が、販売イベントの会場において販売等を行うことをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、第12条に規定する実績報告書の提出時において、法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けている創業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

(1) 同一の事業に対して、高梁川流域圏のいずれか一の市若しくは町又は他の団体から別の補助金の交付を受ける者

(2) 市税又は町税を滞納している者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者

(4) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行っている者

(6) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者  
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、申請者以外の第三者が主催する販売イベントへの出店とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業

の実施に必要な経費のうち、出店料、賃借料、備品購入費（単価が3万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下である物品に限る。）、消耗品費、広報費、旅費（国内公共交通機関の利用に係るものに限る。）、通信運搬費その他市長が必要と認めるものとする。ただし、補助対象経費には、消費税及び地方消費税を含まない。

2 前項の規定にかかわらず、金券等の購入費、車両又は不動産の購入費、公租公課、パーソナルコンピュータ等の補助対象事業以外の事業への転用が容易な機器等の購入費その他の補助金の目的等に照らして適当でないと市長が認めるものは、補助金の交付の対象としない。

3 暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第14項に規定する暗号資産をいう。）、割引券その他これに類するもの、金券、商品券又は小切手若しくは手形で支払を行った経費は、補助対象経費に算入しない。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、一の創業者につき1年度当たり5万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 申請者は、別に定める期日までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 収支予算書
- （2） 販売イベントの概要が分かる資料
- （3） 販売イベントで販売等を行う商品又はサービスの概要が分かる資料
- （4） 市税又は町税の滞納がないことを証する書類（発行日から3月以内のものに限る。）
- （5） 申請者が個人の場合は、住民票の写し（発行日から3月以内のものに限る。）
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第8条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、所定の交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たっては、必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の内容又は経費の変更）

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）

は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障を来すことなく、かつ、事業の能率低下をもたらさない軽微な内容変更であると市長が認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、所定の中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業の遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに所定の遅延等報告書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月20日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに、所定の実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 領収書その他の補助対象経費の支払及び内訳を証明する書類の写し

(3) 補助対象事業の実施の状況が分かる資料

(4) 認定特定創業支援等事業による支援を受けていることを証する書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第14条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者の請求により補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。

(協力及び情報の公表)

第16条 補助事業者は、市長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力するものとする。

2 市長は、補助事業者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助事業者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第146号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年9月18日告示第558号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日告示第125号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。